

# ASLE-Japan／文学・環境学会会則

## 第1条 名称

本会の名称を「ASLE-Japan / 文学・環境学会」(The Association for the Study of Literature and Environment in Japan: ASLE-Japan と略称)とする。

## 第2条 目的

本会の目的は文学における自然・環境に関する内外の研究・情報を交換・共有することである。この目的に沿った以下の活動を行うものとする。

- (1) 大会および研究会等の開催
- (2) 会誌およびニューズレターの発行
- (3) 内外学会研究会との交流
- (5) 内外との情報交換を目的とするホームページの開設
- (4) その他必要と認められる事業

## 第3条 会員資格

第2条の主旨に賛同する者は会員になることができる。

## 第4条 会員の入会と退会

本会への入会と退会は事務局に申し込み、総会において決定する。

## 第5条 会費

本会の会費は年額5,000円とする。ただし学生会員は年額2,000円とする。会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

## 第6条 顧問の選出

本会に顧問(若干名)を置き、顧問は総会において選出する。

## 第7条 役員と役員の選出

本会に次の役員を置き役員は総会において選出する。

代表1名      副代表1名      事務局長1名      事務局補佐 若干名  
会計2名      監事1名      評議員 若干名  
コンピュータ・センター運営委員 若干名  
ニューズレター編集委員 若干名      会誌編集委員 若干名

## 第8条 役員の規定、職務分掌、役員会規定

- (1) 代表は本会を代表し、会務を総轄する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故があった場合その職務を代行する。
- (3) 事務局長は代表、副代表を補佐し、事務全般を統括する。また役員会と総会の議案書および議事録を作成する。
- (4) 事務局補佐は事務局長を補佐し、会員名簿を記載、維持する。
- (5) 会計は本会の会計事務を担当する。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。

- (7) 評議員は本会の活動に関する重要事項を審議する。
- (8) コンピュータ・センター運営委員はコンピュータ・センターを管理・運営する。コンピュータ・センター運営委員会の運営については、別途内規を設ける。
- (9) ニュースレター編集委員はニュースレターの立案・編集を行う。
- (10) 会誌編集委員は会誌の立案・編集を行う。
- (11) 役員会は役員によって構成され、本会の重要事項を審議する。

#### 第9条 代表、副代表の任期

第7条および第8条で規定された代表、副代表の任期は、原則として、1期2年とする。但し、再任の場合は2期までとする。

#### 第10条 役員の任期

第7条および第8条で規定された事務局長、事務局補佐、会計、ニュースレター編集委員、および会誌編集委員の任期は、原則として、1期2年とする。但し、再任の場合は2期までとする。その他の役員の任期についても、原則として2年とするが、再任は妨げない。

#### 第11条 事務局の規定

本会の事務局は事務局長の所属する勤務先に置く。

#### 第12条 総会

本会は原則として毎年1回総会を開き、会則改正、役員選出、会務報告、事業計画策定等を決定する。定足数は委任状を含む2分の1、議決は有効投票数の3分の2以上とする。

#### 付則

この会則は1994年5月22日から施行する。

この会則は1995年10月8日から施行する。

この会則は1998年10月19日から施行する。

この会則は2000年9月11日から施行する。

この会則は2001年9月15日から施行する。

この会則は2002年10月12日から施行する。

この会則は2004年9月5日から施行する。